

観光交流客数（観光入込客数）の年度比較における留意点

観光交流客数（平成9年度までは観光入込客数）は、年度によって調査方法が異なっており、また調査対象にも変動があるため、経年比較については参考数値としてください。

年度	変更内容
元	<ul style="list-style-type: none"> 税制改正により、宿泊施設利用客数の基礎資料が、料理等飲食税課税データから特別地方消費税課税（以下「特消費税」という。）データに変更。 免税点が高くなったことによる減少。
3	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊客数を「特消費税のデータ」から「市町村からの報告」に変更。 免税点未満の把握による増加。
10	<ul style="list-style-type: none"> 観光概念に新たな「交流」の視点を加え、新しい調査項目としてゴルフ場、川釣り、コンベンション、スポーツ観戦、フリーマーケットを追加。 従来の「観光施設入込客数」と「季節行楽・行事入込客数」を観光レクリエーション客数とし、併せて調査対象を1千人以上に統一。（以前は、「観光施設入込客数」は年間1万人以上、「季節行楽・行事入込客数」は1件1千人以上を対象としていた。） 9年度までは「観光入込客数」で10年度からは「観光交流客数」
12	<ul style="list-style-type: none"> 特消費税の廃止により、宿泊施設利用客数のうち「日帰り（休憩）客数」の把握ができなくなったため、調査結果にそれが含まれていない。 「日帰り（休憩）客数」相当数の減。 （参考）平成11年度の「日帰り（休憩）客数」は、13,722,601人
21	<ul style="list-style-type: none"> 駿河地域に属していた富士川町が富士市と合併し富士地域を構成することとなったため、年度別の客数の比較において平成20年度以前についても、富士川町の客数は富士地域に含まれている。このため、富士地域及び駿河地域の平成20年度以前の客数は、過年度に発表したものと異なる。